

平成 27 年 8 月 31 日
株式会社日本政策金融公庫

平成 27 年梅雨前線並びに台風第 9 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号及び第 15 号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口を設置

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業は、8月31日付けで「平成27年梅雨前線並びに台風第9号、第11号、第12号、第13号及び第15号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」を本店に設置しました。本災害による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

「平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨(梅雨前線)及び暴風雨(台風第9号、第11号及び第12号)による災害」については、8月25日付けで激甚災害として指定され、併せて当該災害に対し適用すべき措置等を指定するための政令が閣議決定されました。

これより日本公庫は、被害を受けられた農業者の方に対し、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金について、貸付当初5年間を実質無利子とする金利負担軽減措置の取り扱いを8月28日付けで開始しました。

日本公庫は、本災害による影響を受けられた農林漁業者等の皆さまを対象に、公庫資金のご融資やご返済に関する相談に政策金融機関として円滑、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

1. 相談窓口設置について

相談窓口	お問い合わせ先	
本店 農林水産事業本部	フリーコール 住 所	0120-926478 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

2. 金利負担軽減措置の概要について

日本公庫が取り扱う、以下の災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子となるよう、公益財団法人農林水産長期金融協会から借入者に利子助成金が交付されます。

<対象者>

激甚災害指定のあった平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨(梅雨前線)及び暴風雨(台風第9号、第11号及び第12号)により被害を受け、資金を必要とする農業者の方(集落営農組織等含む)。なお、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受ける必要があります。

<対象となる資金>

- ① 農林漁業セーフティネット資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る。)
 - ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※)
 - ③ 経営体育成強化資金(※)
 - ④ 農林漁業施設資金(農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う者に貸し付けられるものに限る。)
 - ⑤ 農業基盤整備資金
- (※) 負債整理関係資金を除く。

<適用期間>

平成28年3月31日までに貸付決定されたもの。

※災害ごとの金利負担軽減措置等の早見表(H27.8.31時点)

災害名	激甚災害指定	金利負担軽減措置
平成27年梅雨前線 (平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨)	○ (平成27年8月25日)	○ (平成27年8月28日)
台風第9号		
台風第11号		
台風第12号		
台風第13号	—	—
台風第15号	—	—